

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 薫 会

社会福祉法人薫会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人薫会の役員（理事・監事）、評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会等出席)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により支払うことができる。但し、同日に開催されて評議員会や法人業務に出席した場合重複支払いはしないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により支払うことができる。但し、同日に開催された役員会や業務に出席した場合重複支払いはしないものとする。

(役員及び評議員の勤務等)

第3条 理事長が役員会以外の日に、法人及び施設運営の業務にあたった時は、別表2により支払うことができる。

2 理事及び評議員が理事長の命を受けて法人及び施設運営の業務にあたった時は、別表2により支払うことができる。

3 監事が法人及び施設の監査業務にあたった時、及び指導監査の立ち合いをした場合は、別表2により支払うことができる。

(交通費)

第4条 第2条並びに第3条の目的により発生する交通費について別表3により支払うものとする。

(兼務職員)

第5条 施設職員を兼務する役員に前条の費用弁償はしない。

(改正)

第6条 この規程についての改正は、理事会に諮るものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より内規として運用し
令和元年10月12日より施行する。

別表1

理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	3,000円

別表2

理事長業務	10,000円
理事・評議員・監事業務	10,000円

別表3

出席役員交通費	
市内	0円
市外	6,000円
県外	8,000円以上実費相当額